

入札情報（期間入札）

公表日 令和7年6月25日

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則（※）、高松市契約事務処理要綱（※）、高松市公募型指名競争入札試行要領（※）、高松市期間入札試行要領（※）、期間入札（試行）に関する留意事項（※）、入札参加者の心得及び契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類を郵送にて送付してください。

なお、送付された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、書類の受領が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページの「事業者の方」＞「入札・契約情報」＞契約監理課ホームページの「例規・要綱等」及び「その他のお知らせ」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を令和7年7月4日（金）正午までに市民サービスセンターに提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	高松市市民サービスセンター窓口キャッシュレス決済導入業務
2 仕様書	高松市市民サービスセンター窓口キャッシュレス決済導入業務委託仕様書
3 業務の履行場所	高松市市民サービスセンター (高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG8階)
4 履行期間	契約締結日から令和8年3月31日まで
5 予定価格	非公表
6 最低制限価格	設定しない
7 入札保証金	免除
8 履行保証（契約保証金又は連帯保証人）	いずれも不要
9 支払条件	完了払（業務完了検収合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。） 入札に付する業務のうち、キャッシュレス決済システム導入業務については、一括完了払とし、キャッシュレス決済システム運用保守業務及びキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務については、毎月完了払とする。

1 0 入札参加条件	(1) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。 (2) 令和5年度及び令和6年度において、本市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と、本案件と同等以上の種類及び規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する法人であること。 (3) 高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加する場合は、次のア及びイの要件を満たすこと。 ア 高松市税の滞納がないこと。 イ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額がないこと。 (4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。 (5) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
1 1 入札参加申請	入札参加を希望する者は、参加申請書（指定様式）に「1 0 入札参加条件」（2）を満たすことを明らかにすることができる書類（契約書等）を添付し、提出すること。 また、高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加する場合は、次のアからエまでの書類（各種証明書は発行日より3か月以内のもの）を提出すること（詳細は、高松市ホームページに掲載している高松市物品・委託・役務の提供等競争入札資格審査申請要領の提出書類により確認してください。）。 ア 現在（履歴）事項全部証明書 イ 高松市内に事務所・事業所がある場合、高松市税滞納無証明書 ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書（納税証明書その3の3（その3でも可）） エ 直近の決算時における貸借対照表及び損益計算書 ※ 指定様式は次のとおりです。 <u>公募型指名競争入札参加申請書</u> <u>委任状</u>（複数事業者による共同での入札参加の場合）
1 2 参加申請書提出期間及び提出先	提出期間 令和7年6月25日（水）から 7月4日（金）まで（同日正午必着） 提出先 高松市市民サービスセンター （高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG 8階） 提出期間の末日の正午までに、一般書留又は簡易書留により郵送（期限日時必着。持参不可。）してください。
1 3 指名（非指名）通知	(1) 通知は、令和7年7月8日（火）までに電子メールで送信する。 (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。

1 4	現場説明	実施しない
1 5	質問及び回答	(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和7年6月25日(水)から7月14日(月)正午までに質問書(指定様式)を電子メールで送信すること。 質問受付メールアドレス shiminse@city.takamatsu.lg.jp ※ 指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u> ※ 受信確認のため、電子メール送信後、送信した旨の連絡を上記期間中の午前10時から午後6時30分まで(最終日は正午まで)に電話連絡すること。 (電話番号 087-863-2888) (2) 質問書受付後、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり閲覧に供する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 公表期間 令和7年7月18日(金)まで イ 公表方法 本ホームページ上で公表します(公表は質問書受付の都度、受付日の2日後(市の執務日)の午後1時までに開始します。)
1 6	入札書の提出期間及び提出先	提出期間 令和7年7月17日(木)から7月22日(火)まで 提出先 高松市市民サービスセンター (高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG 8階) 提出期間の末日の午後6時30分までに、一般書留又は簡易書留により郵送(期限日時必着。持参不可。)してください。
1 7	開札	日時 令和7年7月23日(水)午前10時30分
		場所 高松市市民サービスセンター 相談室 (高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG 8階)
		立会について 入札参加者は、事前に申し出て、立ち会うことができます(入札参加者の委任を受けた者も立ち会うことができます。) 立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに、期間入札に係る開札立会申込書(様式第2号)を持参により提出してください。様式は高松市期間入札試行要領(契約監理課ホームページ内)に掲載されています。
1 8	再度入札	実施する 入札書の提出期間 令和7年7月24日(木)から7月28日(月)まで 提出先及び注意事項 「16入札書の提出期間及び提出先」に同じ 開札日時 令和7年7月29日(火)午前10時30分 開札場所 高松市市民サービスセンター 相談室

19 試行要領等	高松市公募型指名競争入札試行要領 高松市期間入札試行要領 期間入札（試行）に関する留意事項
20 入札参加者の心得	<u>入札参加者の心得</u>
21 委任状・入札書等	<u>委任状 入札書 委任状及び入札書の記載例</u> <u>積算内訳書</u> <u>【入札書封筒の表(おもて)に貼り付ける様式】</u> <u>郵送用封筒宛名</u> ※ この項目で示す委任状は、「11 入札参加申請」の委任状とは異なります。
22 契約条項	<u>契約書・契約約款・</u> <u>情報セキュリティに関する要求事項・</u> <u>個人情報取扱特記事項</u> ※ 「キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務」に係る契約書については、落札者の決定後、落札者と協議の上で作成します。
23 問合せ先	高松市市民局市民課市民サービスセンター (担当者：西村・木村・前田) 〒760-0054 高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG8階 TEL：087-863-2888 Email：shiminse@city.takamatsu.lg.jp
24 その他	落札者の決定後、「キャッシュレス決済システム導入業務」「キャッシュレス決済システム運用保守業務」「キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務」を担う各事業者と個別に業務ごとに契約を締結します。

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (4) 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものと

する。

- (7) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書を提出しなければならない。
- (8) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

【複数事業者による共同での入札参加】

- (1) 本入札には、複数の者が共同して参加（以下「共同参加」という。）することができる。この場合、共同参加の者の中から代表となる者（以下「代表者」という。）を定めなければならない。
- (2) 共同参加の代表者又は代表者以外の者（以下「構成員」という。）は、単独事業者として本入札に参加できない。
- (3) 共同参加の代表者又は構成員は、他の共同参加の代表者又は構成員になることはできない。
- (4) 共同参加の代表者及び構成員は、対象業務のいずれかの実施者であること。
- (5) 代表者は、本入札の手続について総括しなければならない。
- (6) 代表者のみならず全ての構成員が「10 入札参加条件」を満たすこと。また、「11 入札参加申請」で求める書類を提出すること。
- (7) 代表者は、構成員からの委任状を添付し、参加申請書を提出すること。

【落札者の決定方法】

- (1) キャッシュレス決済システム導入業務、キャッシュレス決済システム運用保守業務及びキャッシュレス決済に係る指定納付受託業務の合計額で競争を行い、予定価格（税抜）の範囲内で、最も安価な額により入札した者を落札者とします。この場合、その最も安価な額により入札した者が2者以上あるときは、くじにより決定します。（くじの辞退はできません。）
- (2) 各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にはないときは再度の入札を行います。この場合初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- (3) 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- (4) 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。

- (5) 落札者の決定後、本市は、各業務を担う者とそれぞれ別々に委託契約を締結します。

【入札金額等の記載要領】

- (1) 入札書は別添の市指定様式によるものとし、指定の「積算内訳書（税抜）」（以下単に「積算内訳書」という。）を添付してください。積算内訳書が添付されていない場合は無効とします。

- (2) 次に記載の方法により、積算内訳書のNo.1からNo.3までの各業務の合計額（消費税及び地方消費税抜き）を入札金額としてください。

ア 積算内訳書のNo.1の「導入費」及びNo.2の「運用保守費」について、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100を乗じて得た金額を整数で記載してください。

イ No.2の「運用保守費」については、利用料を含み、月額及び6か月分の金額を記載してください。

ウ 積算内訳書のNo.3の「予定決済手数料」について、決済種別ごとに「決済手数料率（B）」を小数第2位まで記載し、「予定決済額（A）」に「決済手数料率（B）」を乗じて得た額を「予定決済手数料（C）」に記載してください。この際、決済種別ごとの「予定決済手数料（C）」は、算定したその額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額としてください。その後、決済種別ごとの「予定決済手数料（C）」の合計を「予定決済手数料 ※（C）の合計」に記載してください。

なお、積算内訳書に記載された「予定決済額（A）」は、確定したものではありません。このことを承知の上、入札に参加してください。また、「決済手数料率（B）」は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当分を含めず記載してください。

エ 積算内訳書のNo.1からNo.3までの各業務の合計額を「合計」に記載してください。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（抄）

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページ(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/index.html)を御参照ください。

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。

支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

(5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

(6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。